

電気施設点検業務委託処理要領

	電 気 工 作 物	項 目	種 別		
			月次点検	年次点検	臨時点検
受電設備 (構内電線路二次変電設備を含む)	引込線 電線および支持物	外観点検 観察点検 ※絶縁抵抗測定	○	○ ○ ○	異常の発生または発生するおそれのある場合
	遮断器 開閉器	外観点検 観察点検 ※絶縁抵抗測定 絶縁油試験 動作試験	○	○ ○ ○ 5年に1回 ○	
	母線、計器用変成器 断路器、コンデンサ 避雷器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定	○	○ ○ ○	
	変圧器	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 絶縁油試験	○	○ ○ ○ 5年に1回	
	配電盤および 制御装置	外観点検 観察点検 絶縁抵抗測定 継電器動作試験 継電器特性試験	○	○ ○ ○ ○ 必要に応じて	
	接地装置	外観点検 観察点検 接地抵抗測定	○	○ ○ ○	
	電使用場 気所	電動機、照明装置 配線および配線器具 その他の機器類	○	○ ○ ○ ○	

- (注) 1. 外観点検とは、電源を遮断しない状態において梯子その他の器具を用いなくて到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視（以下必要に応じ簡単な携帯計器の使用を含む）などにより、電気工作物を点検することをいう。
2. 観察点検とは、電源を遮断した状態において、容易に到達できる範囲内でもっとも見やすい箇所から目視のほか触手などにより電気工作物を点検することをいう。
ただし、柱上設備など高所に施設され、触手することが困難な電気工作物については、必要に応じて双眼鏡を用いて点検する。
3. ※印を付した項目は、停電範囲その他の理由によって実施を延期することがある。
4. 設備の改修等工事があった場合、工事期間中の点検を行うことがある。

(/)

本日実施しました、お客様電気設備の点検結果は次のとおりです。		
	異常ありません	改修要請箇所を、このまま放置されますと、感電・火災・停電などの原因となるおそれがありますので、速やかに改修下さるようお願いいたします。 なお、改修方法などにつきましては、点検者にご相談下さい。
	改修要請があります	
	要望事項があります	
※点検報告書（別紙）有・無		

〔問診等の内容〕

〔電力量計指示値〕

〔高圧受配電盤指示記録〕〔低圧受配電盤指示記録〕〔蓄電池設備点検記録〕

用途	起動用		
方式	鉛・アルカリ	鉛・アルカリ	鉛・アルカリ
浮動充電電圧	V	V	V
蓄電池電圧	V	V	V
液面	良・否	良・否	良・否

1. チェック欄は、良は空欄、該当なしは／、改修要請は×、要望は△で表示する。
2. チェック欄で、複数の設備にポイントのあるものは、該当機器を○で囲み表示する。
3. ×、△、否及び問診の内容がある場合は、具体的に改修内容等を記事欄に記入する。

(/)

--	--

お 客 様 名				設 備 別	電 気 工 作 物	発 電 所
実施年月日	年 月 日 曜 日 天 候			点 検 者		
点 検 種 別	月 次	年 次	臨 時			

〔記事欄〕

[illegible]

(保存期間 5 年)

年 次 点 検 記 録 表 (枚うち 枚)

事業場 氏 名	Ⓜ				氏 名	Ⓜ					
高圧関係絶縁抵抗測定 年 月 日 天候 温度 ℃ 湿度 %											
測定器	Vメガー 製造者				型式		No.				
種 別 名	1種-E (MQ)					結 果	備 考				
接地抵抗測定 年 月 日 天候 温度 ℃ 湿度 %											
測 定 器	種別	製造者		形式		No.		B 種規定値		Ω	
接地箇所	種別	測定値 (Ω)	結 果	備 考		接地箇所	種別	測定値 (Ω)	結 果	備 考	
遮断器とリレーの総合動作試験 年 月 日 天候											
機 器 名	リレー	整定値	試験値	遮 断	警 報	表 示	結 果	備 考			
機器観察点検 年 月 日 天候 温度 ℃ 湿度 %											
機 器 名	外 部 点 検			内 部 点 検						結 果	備 考
	目視	触手		タップ板	リード線	油量	色相	臭気			
記 事	(内部点検の実施年月日 年 月 日)										

(注) 結果欄は良は○、不良は×
不良の場合は機器の破損、焼損等による停電事故が予測されるので即改修を要する。
記事欄の内部点検の実施年月日は過去 5 ヶ年以内に実施したものを記載。

(枚うち 枚)

低圧関係絶縁抵抗測定

[illegible]

(注) 1. 不良の場合は感電、火災の恐れがあるので速やかに改修を要する。

2. 2枚目以降で、1枚目と重複する部分は斜線で抹消する。

保安管理業務の細目及び基準

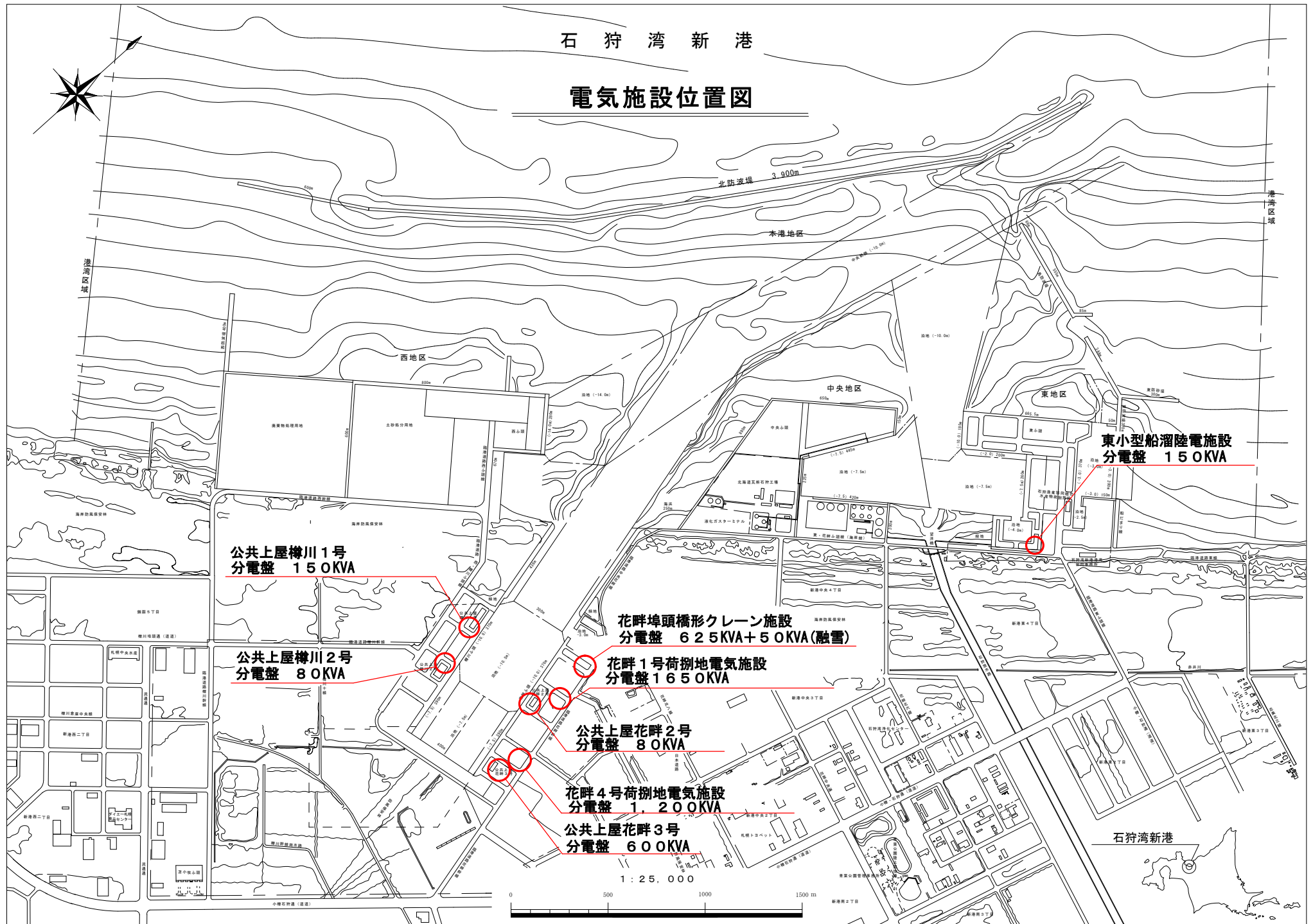
1. 甲の保安規程にもとづき実施する乙の保安管理業務は、次の各号によるものとします。
なお、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導・助言を行います。
 - (1) 月次点検は、主として運転中の施設の点検及び測定試験をいい、隔月または月 1 回行うものとします。
 - (2) 年次点検は、主として施設の運転を停止して行う点検及び測定試験をいい、毎年 1 回行うものとします。
 - (3) 臨時点検は、異常の発生又は発生するおそれがある場合、必要に応じてその原因調査のため、特別な点検などを行うものとします。
2. 次表の点検又は測定試験については、甲は乙の意見をきき、甲の負担において行うものとします。

電 気 工 作 物 の 種 類	点 検 又 は 測 定 試 験
取扱いに法令による特定の資格を要する機器又は技術秘密にふれる機器。	主開閉器から各機器の 1 次側電路までの外観点検及び絶縁抵抗試験（実施可能なものに限り）以外の点検及び測定試験。
非常用予備発電装置のうち主として原動機及びこれの付属機器。	外観点検、観察点検、起動試験、絶縁抵抗試験、接地抵抗試験、継電器試験他各種試験以外の分解点検及び調整。
移動して使用する電気機器及びこれに付属する電線。	常時、電路に接続して使用されるもの及び点検時に現場に置かれてあるもの以外のものの点検及び測定試験。
ネオン、照明塔等の高所にあるもの及びその他点検困難なところにあるもの。	点検現場において容易にできるもの以外の点検及び測定試験。
密閉防爆機器のように構造上点検ができない機器。	外観点検及び絶縁抵抗試験以外の点検及び測定試験。

3. 電気事故、その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合に、乙が行う応急処置の指導は、甲からの電話連絡又は保安職員の派遣により行うものとします。
この場合、甲は乙が応急措置の指導を行うために、必要とする電気事故の発生箇所・異常の状況・その他の情報を的確に乙に連絡するものとします。
4. 経済産業大臣が、電気事業法第 107 条第 2 項にもとづいて行う立入検査には、そのつど甲の通知にもとづいて乙が保安職員を派遣して立会うものとします。

石狩湾新港

電気施設位置図



電気施設点検業務特記仕様書

- | | | |
|---------|-----------------|---------------------------|
| 1. 点検回数 | 公共上屋樽川 1 号 | 1 2 回（毎月）（月次 12 回、年次 1 回） |
| | 公共上屋樽川 2 号（偶数月） | 6 回（隔月）（月次 6 回、年次 1 回） |
| | 公共上屋花畔 2 号（奇数月） | 6 回（隔月）（月次 6 回、年次 1 回） |
| | 公共上屋花畔 3 号 | 1 2 回（毎月）（月次 12 回、年次 1 回） |
| | 花畔 4 号荷捌地電気施設 | 1 2 回（毎月）（月次 12 回、年次 1 回） |
| | 花畔 1 号荷捌地電気施設 | 1 2 回（毎月）（月次 12 回、年次 1 回） |
| | 花畔ふ頭橋形クレーン施設 | 1 2 回（毎月）（月次 12 回、年次 1 回） |
| | 東小型船溜陸電施設 | 1 2 回（毎月）（月次 12 回、年次 1 回） |
2. 業務内容 電気事業法第 4 2 条第 1 項に定める保安規定に基づき、点検を行う。
3. 業務報告 点検報告書について、点検を行った翌月 1 0 日までに提出する。
なお、報告書様式については別紙参照のこと。
また、故障等異常発見の時はその都度報告する。
4. その他 作業を行うにあたり、関係法令を遵守すること。
各施設の容量等に変更が生じた場合は別途協議とし、設計変更により対応する。
年次点検においては、高濃度 P C B 含有電気工作物の電気主任技術者による
有無の確認を行うこと。